

# 令和○年（202○）版

## 専門医，認定医，指導医，研修機関の更新の手引き

### 専門医の更新をしようとする場合

#### 受付期間

令和○年○月○日～○月○日（専門医有効期限：令和○年12月31日）

#### 専門医更新資格

- 1) 別表に示す研修単位を5年間に30単位以上
- 2) 日本歯科専門医機構の共通研修を10単位
- 3) 画像診断業務に従事し、5年間に読影報告書200例以上を作成しなければならない。なお、口腔放射線腫瘍認定医は、外照射治療計画、小線源治療、放射線治療に関わる口腔管理を症例数として含めることができる。
- 4) 診療実績報告書の提出

#### 提出書類

- 1) 専門医更新申請書（様式14）
- 2) 履歴書（様式2）
- 3) 業績目録（様式15）
- 4) 専門医共通研修に関する受講目録（様式6）
- 5) 診療実績報告書（様式16）
- 6) 認定医更新申請書（注意1参照）

#### 上記の実績を証明できる資料

- ・学会参加証あるいはそのコピー
- ・専門医機構が定める専門医共通研修受講を証明できる資料
- ・学会抄録集の目次あるいは抄録（学会名、演題名と発表者がわかるもの）
- ・論文別刷あるいはそのコピー
- ・読影報告のコピーなど

#### 手数料

専門医の更新手数料 20,000円

#### 注意1) 認定医の更新について

専門医の更新に合わせて認定医の更新も必要になります。認定医更新申請書の提出も必要となります。詳細は、次項「認定医の更新をしようとする場合」を参照ください。

#### 注意2) 読影報告の提出について

- 読影レポート（計200例）の写しを提出してください。  
日本歯科専門医機構から提出資料が追跡可能であることが要求されています。そのため患者ID（下4桁）、検査番号（Accession Number）あるいは通し番号（対応表は申請者が管理）などが表示された状態で提出ください。
- 200例を大幅に超える実績をお持ちの場合でも、200例分のレポートを提出頂ければ結構です。
- 日本歯科専門医機構認定であるため、CT、MRIなど特殊検査の報告書を中心にしてください。
- 口腔放射線腫瘍認定医は、外照射治療計画、小線源治療、放射線治療に関わる口腔管理も症例数に含めて頂けます。
- 紙媒体のほか、PDFファイルあるいはWordファイルの様に一般的な形式であれば、CDなどの

電子媒体で提出頂いても結構です。

**注意3) その他の書類の提出について**

- 研修記録（参加証，修了証，抄録，論文別刷など）は，規定を大幅に越える実績をお持ちでも，必要な単位分のみ添付頂ければ結構です。
- 論文のコピーを添付する場合は，雑誌名，著者，タイトル，巻号などがわかる表紙ページのみで結構です。

**注意4) 更新の猶予について**

更新を希望されるが期日までに規定の書類を揃えることが困難な方は，上記の提出書類一式に代わり「更新猶予申請書」（様式 3B）を提出頂く事で，更新が1年間猶予されます。（この場合の認定証の有効期限は，本年に更新した場合と同じになります）

認定医および指導医更新については次ページへ

# 認定医の更新をしようとする場合

## 受付期間

令和〇年〇月〇日～〇月〇日（認定医有効期限：令和6年12月31日）

## 認定医更新資格

別表に示す研修単位を5年間に30単位以上

## 提出書類

- 1) 認定医更新申請書（様式6）
- 2) 履歴書（様式2）
- 3) 研修記録（様式7）
- 4) 上記を証明できる資料  
学会参加証あるいはそのコピー、  
学会抄録集の目次あるいは抄録（学会名、演題名と発表者がわかるもの）  
論文別刷あるいはそのコピー

## 手数料

認定医更新手数料 10,000円（ただし専門医と同時に更新の場合は不要）

### 注意1) 提出書類について

専門医の更新を同時に行う場合は提出書類2) 3) 4) は専門医更新で提出されたものを代用しますので別個には不要です。

提出頂く書類に関するご注意は、専門医の場合と同じです。

### 注意2) 専門医と認定医更新時期の同期について

認定医取得の翌年以降に専門医を取得された場合、認定医の更新は原則として、専門医の更新と同時に行われます。認定医の有効期限と更新後の専門医の有効期限が異なる場合に限り、最初の専門医更新と同時に進んでいただくことになります。したがって認定医の有効期限後に専門医の更新時期を迎えることもありますが、この場合、認定医の資格を専門医更新まで延長します（延長期間の認定医認定証を発行します）。

### 注意3) 更新の猶予について

更新を希望されるが期日までに規定の書類を揃えることが困難な方は、上記の提出書類一式に代わり「更新猶予申請書」（様式3B）を提出頂く事で、更新が1年間猶予されます。（この場合の認定証の有効期限は、本年に更新した場合と同じになります）

### 注意4) 認定医のみの更新について

専門医と認定医の両資格を有していて、専門医の更新を猶予される場合でも、認定医のみ更新することは可能です。

# 指導医の更新をしようとする場合

## 受付期間

令和〇年〇月〇日(火)～〇月〇日(指導医有効期限：令和〇年12月31日)

## 指導医更新資格

別表に示す研修単位を5年間に30単位以上(専門医の更新基準に含まれる)

## 提出書類

- 1) 指導医更新申請書(様式17)
- 2) 履歴書(様式2)
- 3) 研修記録(様式15)
- 4) 診療実績報告書(様式16)
- 5) 上記を証明できる資料  
学会参加証あるいはそのコピー、学会抄録集の目次あるいは抄録(学会名、演題名と発表者がわかるもの)  
論文別刷あるいはそのコピー

## 手数料

指導医の更新手数料 10,000円

### 注意1) 提出書類について

専門医の更新を同時に行う場合は提出書類2)3)4)5)は専門医更新で提出されたものを代用しますので別個の提出は不要です。

提出頂く書類に関するご注意は、専門医の更新と同じです。

### 注意2) 専門医と指導医更新時期の同期について

指導医の更新は原則として、専門医の更新と同時に行われます。指導医資格取得の時期に関係なく、初回の更新は指導医の資格取得後、最初の専門医更新と同時に行なっていただくこととなります。したがって指導医取得後5年未満で、専門医の更新時期を迎えることもありますが、この場合、指導医の更新手数料は半額(5,000円)となります。

### 注意3) 更新の猶予について

更新を希望されるが期日までに規定の書類を揃えることが困難な方は、上記の提出書類一式に代わり「更新猶予申請書」(様式3B)を提出頂く事で、更新が1年間猶予されます。(この場合の認定証の有効期限は、本年に更新した場合と同じになります)

# 研修機関の更新をしようとする場合

## 受付期間

令和〇年〇月〇日～〇月〇日（研修機関有効期限：令和〇年12月31日）

## 研修機関更新資格

- 1) 本学会の主催する学術大会・臨床画像大会・地方会において、研修機関として3演題以上を発表した実績を有すること
- 2) 歯科放射線学に関連する学術論文を研修機関として3編以上発表した実績を有すること。その中には「歯科放射線」または「Oral Radiology」誌の掲載論文を含むこと。（Oral Radiologyの掲載論文1編は2編として換算する）
- 3) 専門医研修施設としての実績-年次報告書(様式19)-を毎年提出すること

## 提出書類

- 1) 研修機関更新申請書（様式18）
- 2) 研修機関内容証明書（様式12）
- 3) 指導医勤務証明書（様式13）
- 4) 業績目録（様式8）
- 3) 上記を証明できる資料  
学会抄録集の目次あるいは抄録（学会名、演題名と発表者がわかるもの）  
論文別刷あるいはそのコピー

## 手数料

なし

■各申請書類等の入手

**更新申請書の書式は <https://www.jsomfr.org/certification/aplication02/>からダウンロード可能です。**

- ・メール添付の書式と同じです。
- ・HPからのダウンロードが困難な場合は、本学会事務局にご請求下さい。

■申請書類の送付先

○本学会事務局宛て、簡易書留またはレターパック(ライトまたはプラス)にてご送付下さい。

■更新手数料の送金先

①郵便振替 00110-2-759887 特定非営利活動法人日本歯科放射線学会

※他行からのお振込みの場合は下記をご参照ください。

銀行名 ゆうちょ銀行

金融機関コード 9900

店番 019

預金種目 当座

店名 〇一九 店 (ゼロイチキユウ店)

口座番号 0759887

②銀行振込 みずほ銀行 深川支店(普通) No.1764423 特定非営利活動法人日本歯科放射線学会

※申請される方と同一のご名義口座から、〇月〇日(〇)までにお振込みをお願い致します。

※本制度に関するお問い合わせは、下記事務局までお願い致します。

※事務局 (申請書送付先)

〒135-0033 東京都江東区深川 2-4-11 一ツ橋印刷(株)学会事務センター内

日本歯科放射線学会 認定委員会 宛

TEL. 03-5620-1953 FAX. 03-5620-1960 E-mail [jsomr@onebridge.co.jp](mailto:jsomr@onebridge.co.jp)